平成２１年（フ）第６３１号
静岡県浜松市中区蜆塚３丁目１番303号蜆塚ハイツ
破産者　名倉　勝昭
1　決定年月日　平成22年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第４４４号
大津市陽明町17番３号、開始決定時の住所滋賀県甲賀市水口町春日37番地３
破産者　濵﨑　久雄（旧姓南場）
1　決定年月日　平成22年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２１４９号
京都府長岡京市竹の台２番地　Ｆ１―102
竹の台団地Ｆ１棟102
破産者　朝稲　直美
1　決定年月日　平成22年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２０年（フ）第１１号
兵庫県篠山市乾新町148番地
破産者　安田　嘉之
1　決定年月日　平成22年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所柏原支部破産係

平成２１年（フ）第３２０号
山口県防府市華浦１丁目14番16号
破産者　光武　國彦
1　決定年月日　平成22年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第７１号
熊本県人吉市鬼木町549番地１
破産者　宮原　國代
1　決定年月日　平成22年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所人吉支部

平成２１年（フ）第７３号
大分県宇佐市大字四日市3010番地
破産者　松本キミ子
1　決定年月日　平成22年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２１年（フ）第２０号
大分県日田市大字石井1179番地１　梶原マンション201号
破産者　平川　靖浩
1　決定年月日　平成22年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所日田支部

平成２１年（フ）第８０号
大分県玖珠郡玖珠町大字戸畑1002番地　山幸貸家２号室
破産者　髙倉　弘子
1　決定年月日　平成22年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所日田支部

平成２１年（フ）第１８４０号
名古屋市守山区森孝２丁目340番地　サンヴィレッヂ森孝Ａ棟201号、開始決定時の住所名古屋市守山区向台２丁目1803番地の５
破産者　北　　義雄
1　決定年月日　平成22年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２０年（フ）第２８２３号
福岡市博多区月隈２丁目４番１号
破産者　宮村　利朗
1　決定年月日　平成22年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第４１６号
金沢市西泉３丁目１番地
破産者　荒井　秀宣
1　決定年月日　平成22年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第４８号
石川県輪島市小池町11の179番甲180番合併地
破産者　上　　茂雄
1　決定年月日　平成22年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所輪島支部

平成２１年（フ）第１３０５号
堺市堺区旭通１番21号、前住所和歌山県橋本市岸上566番地の17
破産者　ブリスプロジェクトこと　岩﨑　　要
1　決定年月日　平成22年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１４９４号
大阪府松原市河合２丁目438番地の４　103号、営業所大阪府松原市高見の里５―503―105
破産者　大朋鈑金こと　大朋　正典
1　決定年月日　平成22年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１７１４号
大阪市住吉区苅田２丁目13番25―319号、開始決定時の住所堺市西区堀上緑町１丁７番50―405号
破産者　泉野　豊榮
1　決定年月日　平成22年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１７７２号
堺市中区堀上町473番地７
破産者　岡谷　玲子
1　決定年月日　平成22年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１３９３号
福岡市博多区浦田１丁目22番50号、破産手続開始決定時の住所福岡県糟屋郡須恵町大字須恵27番地10
破産者　野中　猛人
1　決定年月日　平成22年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１６９０号
福岡市東区三苫２丁目４番35号
破産者　仲田　正美
1　決定年月日　平成22年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部